(参考) 泉ハイタウン地区計画の都市計画変更に関する新旧対照表

	改正後	改正前
位置	秋田市泉菅野一丁目および二丁 旦	秋田市泉字菅野、字道田、字釜ノ町、外旭川字水口、字大畑地内

(参考) 山手台地区計画の都市計画変更に関する新旧対照表

	改正後	改正前		
世 を を を で を を で の の の の の の の の の の の の の	建築物の外壁もしくはこれにまたの面を を放って を放って 変がのが を放って 変ができまする。 を除き、1.0m以上とする。	建築物の外壁も以境界には は境界が を を を を は を は を は の の の の の の の の の の の の の		

(参考) 仁井田福島地区計画の都市計画変更に関する新旧対照表

	改正後	改正前
位置	秋田市仁井田福島二丁目、仁井田字福島および字猿田川端ならびに牛島東七丁目地内	秋田市仁井田福島二丁目、仁井田字福島および字猿田川端地内
地区整備計画地区整備計画	建築物の外壁もしくはこれ線に は、 がの面がり がり、 がり、 は、 を がり、 がり、 は、 がり、 は、 がり、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	建築物の外壁もしくはこれ線に は、 がの面がり がら敷地境界線 を がの がの が が が が が が が が が が が が り が り り り り

(参考) 桜台地区計画の都市計画変更に関する新旧対照表

	改正後	改正前
位置	秋 田 市 桜 台 一 丁 目 、 二 丁 目 、 三 丁 目 、下 北 手 桜 字 桜 、桜 三 丁 目 <u>、</u> 四 丁 目 地 内	秋田市桜台一丁目、二丁目、三 丁目、下北手桜字桜、字小堤沢、 字真実ヶ沢、桜三丁目地内

(参考) 御所野元町地区計画の都市計画変更に関する新旧対照表

			改正後			改正前		
			A地区 (医療街区)	B地区 (一般街区)	C地区 (ヤングビレッジ街区)	A地区 (医療街区)	B地区 (一般街区)	C地区 (ヤングビレッジ街区)
地区整備計画	建築物等に関する事	置の制限	に代わる柱の 境界線までの 築基準法施行 条の22に気	の距離は、建 〒令 <u>第135</u> 官める場合を 側隣地側とも	れに代わる柱の面から 敷地境界線までの距離 は、建築基準法施行令 第135条の22に定	に代わる柱の 境界線までの 築基準法施行 条の21 除き、道路側	の距離は、建	れに代わる柱の面から 敷地境界線までの距離
	項							

(参考)御所野下堤・元町地区計画の建築基準法等の改正に伴う条項対照表

	改正後	改正前
地区整備計画地区整備計画	建築物の外壁又はこれに代わる離に代の裏地地施行の裏準法施行令を開い、建築を対しまる。 建築を変える。 は、22 がのとまでは、第135条 での22 がのとは、第135条 での22 がのとは、第130 の20 がは、20	建築物の外壁又はでのの外壁では、でのの水ででのの水でででは、水水でででは、水水でででは、水水で、水水で、水水で、水水で、水水で、

(参考) 御所野地蔵田地区計画の建築基準法等の改正に伴う条項対照表

					改正			改正	前
位 置						秋田市御所野地蔵田二丁目、四丁目および五丁目 ならびに四ツ小屋小阿地字狸崎および四ツ小屋末 戸松本字地蔵田地内			
地区整備	建築物等	地区 の 区分	名称	A地区 (一般街区)	B地区 (沿道街区)	C 地区 (利便施設街区)	A地区 (一般街区)	B地区 (沿道街区)	C 地区 (利便施設街区)
備計画	に	壁面置の制		に代わる柱の 境界線までの 築基準法施行 条の22 除き、道路側	の面から敷地 の距離は、建 可令 <u>第135</u> Eめる場合を 削1.5m以	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、建築基準法施行令第135条の22に定める場合を除き、東側道路側5.0m以上、その他は1.5m以上	に代わる柱の 境界線までの 築基準法施行 条の21 除き、道路側 上、隣地側1	面から敷地 距離は、建 行令 <u>第135</u> ごめる場合を 11.5m以	れに代わる柱の面から 敷地境界線までの距離 は、建築基準法施行令 第135条の21に定 める場合を除き、東側
				C 9 000		とする。	C 9 00		とする。

(参考)南ヶ丘地区計画の都市計画変更に関する新旧対照表

	改正後	改正前
位置	秋田市南ヶ丘一丁目、二丁目および三丁目ならびに上北手百崎字二夕小沢地内	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢および字ニタ子沢地内ならびに上北手猿田字四ツ小屋および字苗代沢地内